

令和3年度

国の施策及び予算に  
関する重点事項の提案

令和2年7月

名古屋市



名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 233 万人を擁する大都市であり、2026 年の第 20 回アジア競技大会開催と 2027 年のリニア中央新幹線開業に向けたまちづくりを着実に進めるなど、名古屋大都市圏の中心都市として、圏域のさらなる発展に向けて積極的に取り組んでいます。さらに、リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョンが誕生します。これにより、観光、産業、地域間連携など幅広い分野で新たな価値が創出され、その中央に位置する名古屋は一大交流拠点となることが期待されています。

一方で、新型コロナウイルス感染症により、人々の生活や日本経済に深刻な影響が生じており、特に我が国の人口の約 2 割に当たる 2,700 万人以上が居住し、産業や医療機関が集積する指定都市においては、その影響が顕著となっています。本市においても、雇用と生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、感染拡大の防止や医療体制の確保、地域経済及び市民生活の支援、子どもたちの教育機会の確保などに全力で取り組んでいるところです。今後も「新しい生活様式」を定着させていくとともに、段階的に社会経済の活動レベルを上げるなど、感染拡大防止と経済活動の維持及び回復の両立を図っていかねばなりません。

また、今後の人口減少及び少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化、都市インフラの老朽化、南海トラフ巨大地震への対策も喫緊の課題となっております。

これらの課題に対して、市民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの発想と創意工夫により、責任を持って取組みを進め、解決を図るべきではありますが、そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割にに応じて国から地方、特に圏域の中心都市である指定都市へ権限と税財源を一体的に移譲することが必要不可欠であります。こうした真の分権型社会が実現するまで、当面、国の協力を必要とする事項や国の施策として行っていただきたい事項について、本書のとおりご提案させていただきます。

令和 3 年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現により、本市は国の掲げる一億総活躍社会及び地方創生の実現に寄与し、圏域のみならず日本全体をけん引していくことができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 7 月

名古屋市長 河村 たかし



## 提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保	1
2	新たな大都市制度の創設	3
3	新型コロナウイルス感染症の対策	5
4	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化等	7
5	地域強靱化に向けた防災対策	11
6	施設の老朽化対策	15
7	交通安全対策	17
8	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	19
9	子どもの健やかな育ちの支援	21
10	教育行政の充実	25
11	名古屋城（名城公園）の整備	27
12	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備	29
13	堀川の総合的な整備	30
14	名古屋圏道路ネットワークの整備等	31
15	名古屋港の整備	33
16	容器包装リサイクル法に係る素材別リサイクルの実現等	35
17	アジア競技大会の開催に対する支援	36

# 1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

## 【提案内容】

### (1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

### (2) 地方交付税の改革等

- ・地方交付税総額については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、新型コロナウイルス感染症による影響を含めた地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。
- ・地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

### <提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

### (国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた税の実質配分は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分と

なるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

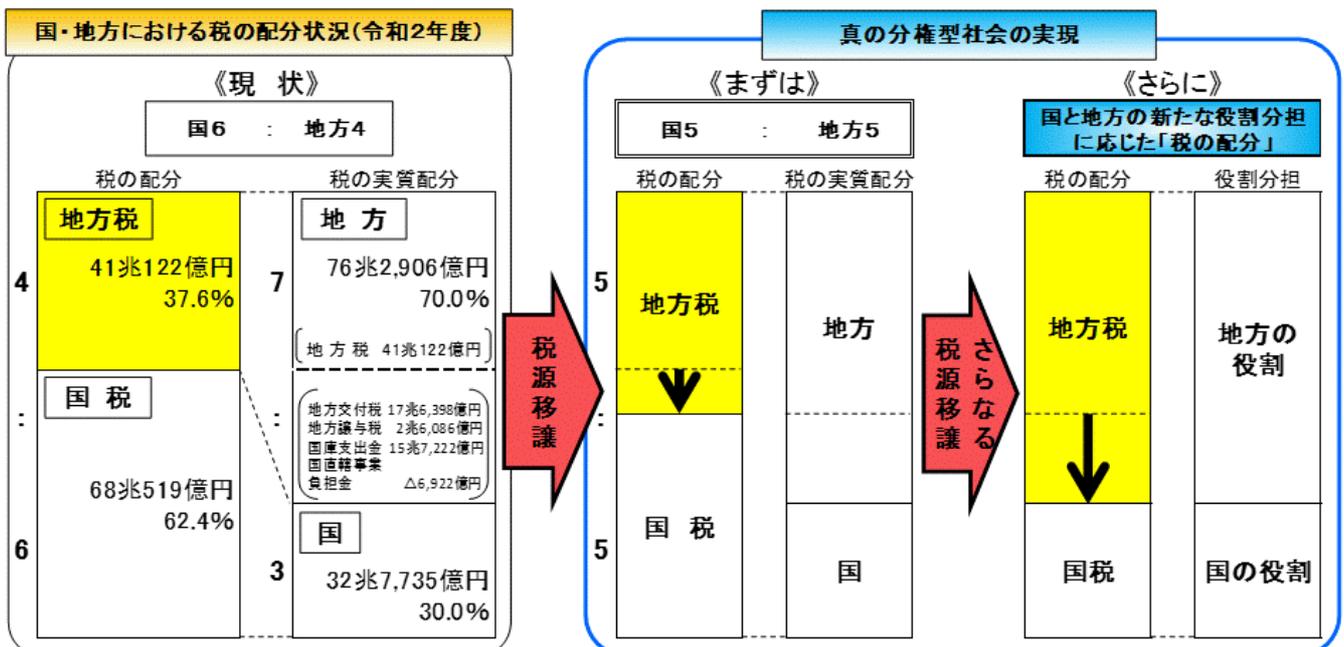
(地方交付税の改革等)

地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、新型コロナウイルス感染症による影響を含めた地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。

また、地方財源不足の解消は、臨時財政対策債を速やかに廃止し、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

さらに、臨時財政対策債の元利償還金については地方交付税措置となっているが、償還時に不交付団体である場合には地方税で償還することとなるため、財政力が高い団体に相対的に多く配分されている臨時財政対策債の配分方法を見直すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



## 2 新たな大都市制度の創設

(内閣府、総務省、財務省)

### 【提案内容】

#### (1) 新たな大都市制度の創設

- ・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設すること。

#### (2) 大都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

#### <提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

#### (新たな大都市制度の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を創設すべきである。

#### (大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市へ移譲される場合に必要な財源についても、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

## ～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化・高齢化に伴う人口構造の変化</li> <li>・交流人口の増加</li> <li>・価値観・ライフスタイルの多様化</li> <li>・公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の開業</li> <li>・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等</li> <li>・圏域を取り巻く厳しい経済環境</li> <li>・広域的な取組みに対するニーズの高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例的・部分的な事務配分</li> <li>・大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度</li> </ul>

### 基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

### 基本的な視点

圏域全体をけん引	行財政面における自主・自立	地域ニーズへのきめ細かな対応
----------	---------------	----------------

### 基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進	「特別自治市」の創設
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。</li> <li>◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。</li> <li>◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。</li> <li>◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。</li> </ul>

## ～大都市税源の拡充強化～

大都市特有の財政需要	道府県に代わって行政サービスを提供
<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人需要・インフラ需要 企業活動支援 道路整備 下水道整備 など</li> <li>●都市的課題から発生する需要 生活保護費 保育所関係経費 ホームレス対策費 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治法に基づくもの 児童福祉 食品衛生 土地区画整理事業 など</li> <li>●その他法令に基づくもの 国・道府県道の管理 定時制高校人件費 衛生研究所 など</li> </ul>

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要



### 3 新型コロナウイルス感染症の対策

(内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

#### 【提案内容】

- (1) 介護・福祉事業等従事者への支援
  - ・新型コロナウイルス感染症のワクチンの早期開発のための支援を行うとともに、介護・福祉事業等従事者が、早期に接種できる体制を構築すること。
- (2) 新しい生活様式に対応した経済活動の回復
  - ・新型コロナウイルス感染症対策により縮小した経済活動を回復させるため、事業者に対し、新しい生活様式に則した積極的な支援策を講ずること。
- (3) 公共交通事業者への支援
  - ・駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等整備に必要な財政措置を講ずること。
- (4) 観光需要の創出
  - ・新型コロナウイルス感染症収束後の継続的な観光需要の喚起に必要な財政措置を講ずること。
  - ・訪日外国人旅行者の受入環境整備に必要な措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市においては、令和2年2月14日に初めて新型コロナウイルス感染症患者が発生して以来、一時は都道府県別の陽性患者数において愛知県が全国2番目となり、その大半を本市が占める状況であったが、早いうちから健康観察者に対してきめ細かに対応し、また、感染が相次いだ地域の通所介護事業所等に対して全国初となる休業要請を実施するなど、初期対応を尽くしたところである。

また、本市では、市内の金融機関と連携した「ナゴヤ信長徳政プロジェクト」を立ち上げ、低金利かつ経営状況に応じて金融機関が柔軟に対応する大規模な融資制度を国の緊急経済対策を活用して創設し、募集開始からの1カ月半で融資申込額が2,000億円を超えるなど、非常に多くの事業者を活用されている。

今後、国の示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、新しい生活様式に対応しながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とするためには、時機を逸することなく、さらなる中小企業等事業者の経済活動への支援や物流機能の維持・強化及び港湾における水際対策、国の実施する「GOTOキャンペーン事業」等に合わせた観光需要の喚起などを進める必要がある。

#### (介護・福祉事業等従事者への支援)

新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、厚生労働大臣の登録を受けた医療従事者並びに介護・福祉事業等従事者に対して、優先的にワクチンを接種すると規定されているが、接種対象者の範囲や総数は、政府対策本部が発生時の状況に応じて柔軟に決定することとされている。

一方、介護・福祉事業所等は、介護等が必要な方が地域で生活を続けていくうえで必要なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生によるサービス提供への影響をできる限り小さくしていくためには、ワクチンの早期開発とその接種による免疫付与が不可欠であることから、介護・福祉事業等従事者が早期にワクチンを確実に接種できる体制を構築する必要がある。

#### (新しい生活様式に対応した経済活動の回復)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させるとともに、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることが重要とされており、こうした取組みにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくとされている。また、経済・雇用対策については、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応するとされていることから、経済活動を回復・維持するため、「新しい生活様式」に対応する事業者に対する基本的な支援については、国において継続的かつ積極的に行うとともに、縮小している消費を回復・活性化させるため、プレミアム付商品券の発行に対する助成等の効果的な施策を講ずるべきである。

#### (公共交通事業者への支援)

新型コロナウイルス感染症対策として「三つの密」を避け、「人と人との距離を確保」することが重要であるため、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備に対し、必要な財政措置を講ずるべきである。

#### (観光需要の創出)

新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を受けた観光関連産業の経済活動の回復・反転攻勢に向け、国においては「Go Toキャンペーン事業」による需要喚起や訪日外国人旅行者受入環境整備への支援を予定されているところである。

地域における観光関連産業の回復・反転攻勢としての取組みは、令和2年度限りの短期集中的な支援のみにとどまらず、海外からの観光需要の回復も見越した長期的な支援が必要であることから、令和3年度以降の継続的な支援が必要とされるとともに、海外需要も視野に入れた観光需要喚起事業に対し、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、現行の訪日外国人旅行者の受入環境整備については、単年度での事業の完了を要件とするなど対象が限定されていることから、補助制度の要件緩和や財源の継続的な確保などの支援が必要である。

## 4 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化等

(内閣府、国土交通省)

### 【提案内容】

- (1) 名古屋駅のスーパーターミナル化の推進
- ・スーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるため、アクセス性の向上・総合交通結節機能の強化など名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた整備について、都市再生の新たな取り組みとして強力に推進すること。
  - ・整備には相当規模の投資が必要であり、時機を失せず着実に進めるため、国家的プロジェクトとして制度を創設・拡充し、特別な財政措置を講ずること。
  - ・国際競争力強化に資する民間投資の促進に向けて、都市再生緊急整備地域等における税制優遇について、適用期限の延長など必要な措置を講ずること。
- (2) リニア中央新幹線名古屋駅への高速道路アクセスの向上に対する支援
- ・駅と高速道路とのアクセス向上には、出入口の追加・改良等が必要であるため、有料道路事業としての認可及び必要な財政支援を行うこと。
- (3) 中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の早期実現
- ・滑走路のメンテナンス時間の確保、将来的な大規模改修への対応、リダンダンシー機能やグローバルな交流のさらなる充実のため、地域と連携して二本目滑走路の早期実現に向けた調査検討を進めるとともに、必要な措置を講ずること。

### <提案の背景>

リニア中央新幹線の開業が令和9年に迫る中、開業によって出現するスーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化、本市の空の玄関口である中部国際空港の機能強化が必要である。

#### (名古屋駅のスーパーターミナル化の推進)

世界的なものづくり圏域の中心に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化を地域一丸となって進め、世界最大級のスーパー・メガリージョンの形成を我が国の国際競争力強化につなげていく必要がある。

リニア中央新幹線名古屋駅の建設工事が本格的に進むとともに、その周辺では名鉄名駅再開発計画を始めとした民間再開発の動きも活発化している。本市においても令和2年3月に東側駅前広場について都市計画決定を行い、多様な人々が交流し、まちに開かれた「ウォーカーブルな広場」の本格的な整備に着手する。また、名古屋駅周辺における都市機能の強化や発

災時に対応可能な防災性の高い空間を確保するとともに、ささしまライブ24地区・名駅南地区についても、まちなにぎわい創出とともにアクセス改善に取り組んでいる。

名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた整備には相当規模の投資が必要となるため、「リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金」を設置し財源対策に取り組んでいるところであるが、令和9年のリニア開業に向けて時期を失せず着実に事業を進めるためには、さらなる財源の確保が必要である。

人口7,000万人を超えるスーパー・メガリージョンの大動脈の結節点である名古屋駅において、その効果を最大限に発揮させるためには、スーパーターミナル化に向けた取組みを都市再生の新たな取組みとして推進することが不可欠である。また、名古屋駅の交通結節性や防災機能の強化を推進していくための補助制度の創設・拡充など、特別な財政措置などを講ずる必要がある。

併せて、都心部の都市機能強化を支援するため、令和3年3月末までとなっている都市再生緊急整備地域等における税制優遇の適用期限の延長などを行う必要がある。

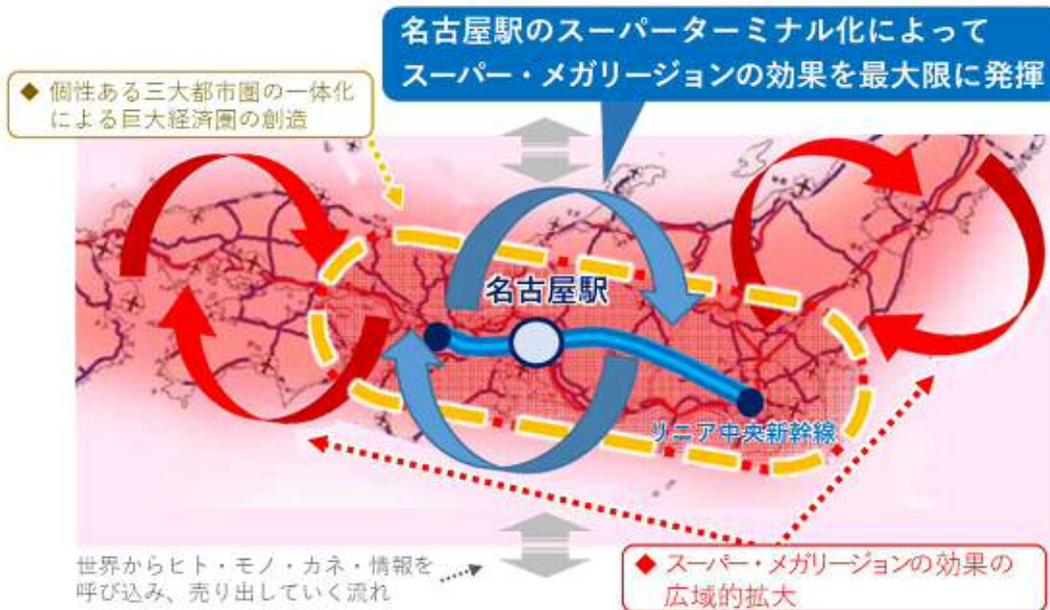
(リニア中央新幹線名古屋駅への高速道路アクセスの向上に対する支援)

名古屋駅周辺の高速道路出入口の追加・改良等のうち、黄金出入口フルインターチェンジ化及び新洲崎ジャンクション出入口設置について令和2年3月に都市計画決定をし、また栄出入口及び渡り線についても速やかに都市計画の手続きを進める予定をしており、リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、有料道路事業として早期に整備を進める必要がある。

(中部国際空港の二本目滑走路を始めとする機能強化の早期実現)

中部国際空港では、2019年度は旅客数、発着回数ともに過去最高を更新したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、特に国際便は開港以来の最低水準となっている。しかし、地域としては、新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、これまで以上の需要拡大に取り組むなど、反転攻勢に出ることでいち早い経済復興を目指しており、国が2030年に目標とする訪日外国人旅行者数6,000万人を達成するためにも、二本目滑走路の早期実現が必要である。また、滑走路が一本である現状においては、滑走路等のメンテナンス時間の確保や将来的な大規模改修への対応が困難である。スーパー・メガリージョン形成を見据え、社会・経済活動のグローバルな交流を支える国際拠点空港としての役割を十分に発揮していくためにも二本目滑走路は必要不可欠である。さらに、首都圏と関西圏の中間に位置し広域的な交通、物流ネットワークの結節点である中部国際空港が社会インフラとしてリダンダンシー機能を持つことは、国土強靱化の面からも必要である。

## スーパー・メガリージョンの形成



## 名古屋駅の都市機能強化

### 高速道路アクセスの向上

- ・ 黄金出入口付近フル I C 化及び椿町線の改善による駅西側とのアクセス強化、新洲崎 JCT 出入口設置による駅東方面とのアクセス向上を図る。
- ・ 名古屋駅周辺の改善だけでなく、栄出入口・西渡り線・南渡り線の追加を行うことにより、都心環状線の渋滞解消が見込まれ、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス向上や、名古屋駅から中部国際空港を始めとする南方面へのアクセス向上を図る。



# スーパーターミナル化



多様な人々が交流し、  
まちに開かれた  
「ウォークラブルな広場」

(東側駅前広場)

【現状】



【将来像】



## 5 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) 災害に強いまちづくり

##### ア 震災対策

- ・ 緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・ 建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政措置を講ずること。

##### イ 豪雨対策

- ・ 治水上特に重要な国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- ・ 堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業やリニア中央新幹線開業を控え、名古屋駅周辺を含む下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・ 樹木・堆積土砂に起因する洪水氾濫を防止するため、必要な財政措置を講ずること。

#### (2) 災害対応力の向上

- ・ 防災活動拠点の機能維持に必要な非常用発電機設置に財政措置を講ずること。
- ・ 帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- ・ 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、基幹となる広域防災拠点を早期に整備すること。
- ・ 水防法改正に伴う想定し得る最大規模の浸水想定区域を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。

### <提案の背景>

本市は世界有数のものづくりの中核圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海拔ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、国土強靱化地域計画に基づき防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところであるが、平成30年度には、熊本地震の教訓や水防法の改正等を踏まえた「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、災害対策を総合的かつ計画的に推進している。

このような状況の中、国土強靱化に係る費用について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、必要な財源を引き続き確保する必要がある。

#### (災害に強いまちづくり)

##### [震災対策]

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。なお、令和2年度までとなっている緊急防災・減災事業債については、着実に事業を推進できるような制度のさらなる延長が必要である。

また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物、市営住宅始め市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要である。

##### [豪雨対策]

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年は、令和元年東日本台風のような頻発化・激甚化する豪雨に対し、事前防災・減災対策の加速化が求められていることから、引き続き、治水上特に重要であり事業進捗が強く望まれる国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も必要な対策を推進するため、新たな財政措置を講ずるべきである。

また、洪水時に流下阻害となる樹木や堆積土砂を定期的に除去し、河川の機能を持続的に確保することが必要である。

#### (災害対応力の向上)

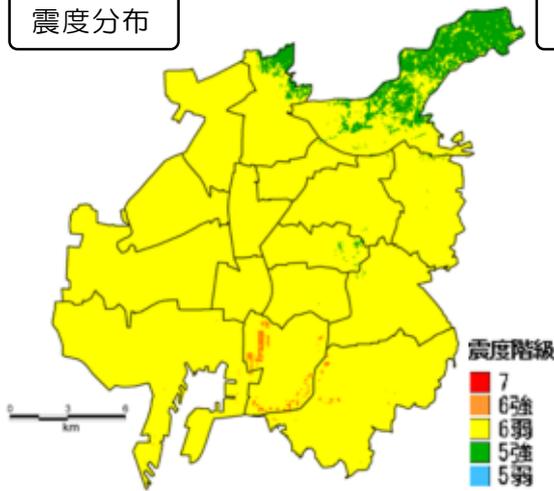
都心部における駅周辺の帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、備蓄物資購入に対して財政措置を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任に関して柔軟に対応すべきである。

また、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する司令塔としての役割などを担う基幹となる広域防災拠点を早期に整備すべきである。

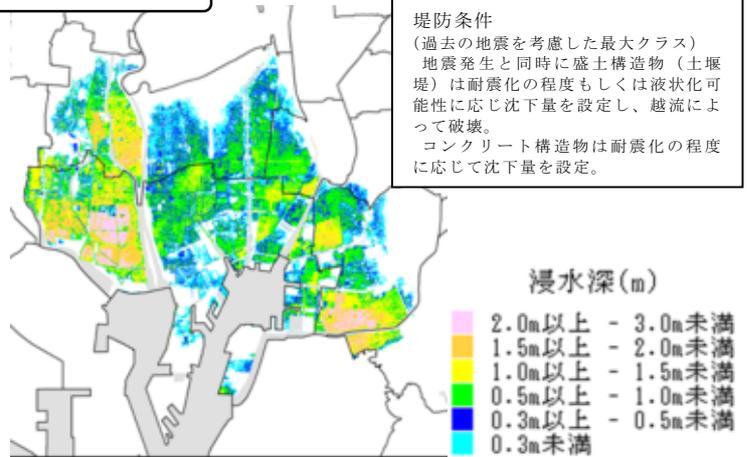
さらに、水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の洪水、高潮からの広域避難の体制整備や、新たなハザードマップの作成などを着実に進めていく必要がある。

## 南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布



津波浸水範囲



堤防条件  
 (過去の地震を考慮した最大クラス)  
 地震発生と同時に盛土構造物（土堰堤）は耐震化の程度もしくは液状化可能性に応じ沈下量を設定し、越流によって破壊。  
 コンクリート構造物は耐震化の程度に応じて沈下量を設定。

## 名古屋市災害対策実施計画（平成31年3月策定）

### ■趣旨・目的

～誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋～

名古屋市防災条例に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念を念頭に置き、市民・事業者等とも協働して本計画に掲げた対策を推進することで、災害発生時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人を含む全ての人が安心して暮らせるまちの実現をめざします。

### ■計画目標（関連部分抜粋）

指 標	現状値 (2018年度末)	目標値 (2023年度)
耐震補強実施橋りょう数	事業中 7 橋	完了 9 橋※1
耐震改築実施橋りょう数	事業中 1 橋	完了 1 橋※1
電線類の地中化実施路線数	事業中 3 路線	完了 2 路線
緊急輸送道路の整備箇所数	事業中 3 箇所	完了 2 箇所
震災に強いまちづくり方針において避難地として計画された公園のうち整備済み箇所数	事業中 9 箇所 完了 161 箇所	事業実施 11 箇所 完了 163 箇所
山崎川堤防の耐震化延長	4,500m	9,200m
みずプラン 32 における配水管の更新及び耐震化延長	314km	510km※2
みずプラン 32 における下水管の改築及び耐震化延長	135km	225km※2
対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策の実施施設数	13 施設	45 施設
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	8 地区	10 地区
堀川の整備率	40%	48%

※1、2021年度の目標値

※2、みずプラン32の目標年度は2020年度



## 6 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) 公共土木施設

- ・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

#### (2) 市設建築物

- ・義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市の所有する公共土木施設や市設建築物の多くが、市域の拡張や高度経済成長期の人口の急増に合わせ、昭和30年代から60年代にかけて整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えることから、大きな財政負担が見込まれている。

本市では、「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などに基づき、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化に努めているところである。また、市設建築物については、「市設建築物再編整備の方針」に基づき、施設の集約化・複合化の促進などにより、保有資産量の適正化に取り組んでいる。

大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるためには、公共施設の計画的・効率的な維持管理・更新などの着実な実施が必要である。

#### (公共土木施設)

道路橋、横断歩道橋などの維持管理については、道路メンテナンス事業補助制度により計画的かつ集中的に実施し、維持管理計画に基づく点検結果を活かした「予防保全型」維持管理を推進していく。また、道路舗装・道路照明についても、同様に「予防保全型」維持管理を実施しており、経費の抑制・平準化に努めている。今後も道路橋等の適切な維持管理・更新を持続的に実施するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

河川のポンプ施設については、維持管理計画に基づいた整備・更新を今後も持続的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、交付金の対象に小規模な河川排水機場や地域排水ポンプ所を加えるなど要件緩和を行い、さらなる制度の拡充が必要である。

公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を進めるために、引き続き財政措置が必要である。

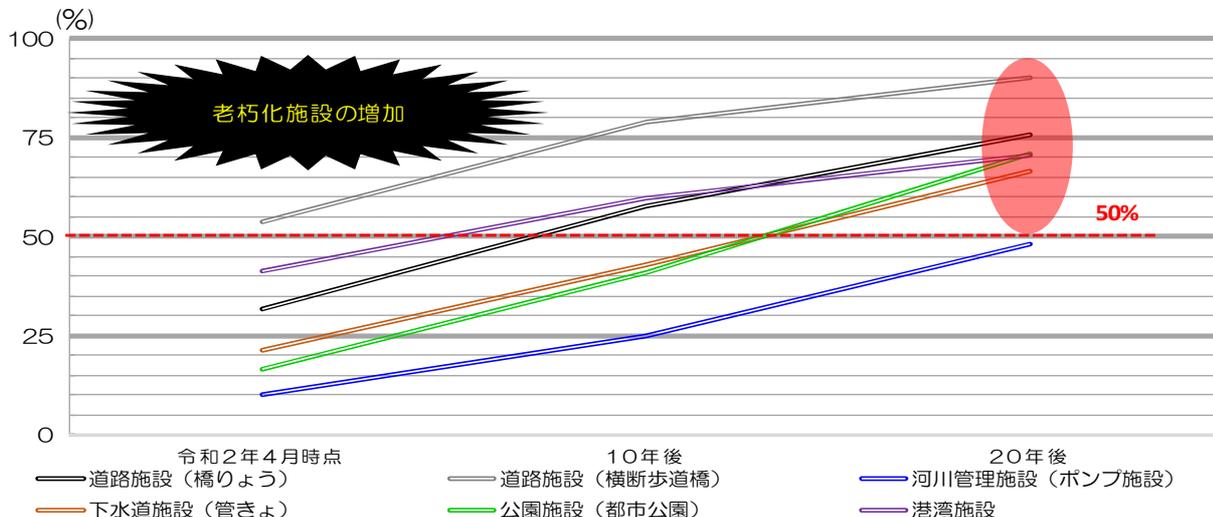
人口普及率が平成31年3月時点で99.3%に達している本市の下水道は、施設の老朽化に伴い一斉に改築時期を迎えている。このような中、下水道施設の改築に対して、適切な国費負担が得られない場合、下水道施設の老朽化対策が十分に進められず、汚水流出や道路陥没の発生、下水処理機能の停止など、社会経済活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。下水道の公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責務の観点から、下水道施設の改築に対して、必要な財源の確保とともに、適切な負担が必要である。

(市設建築物)

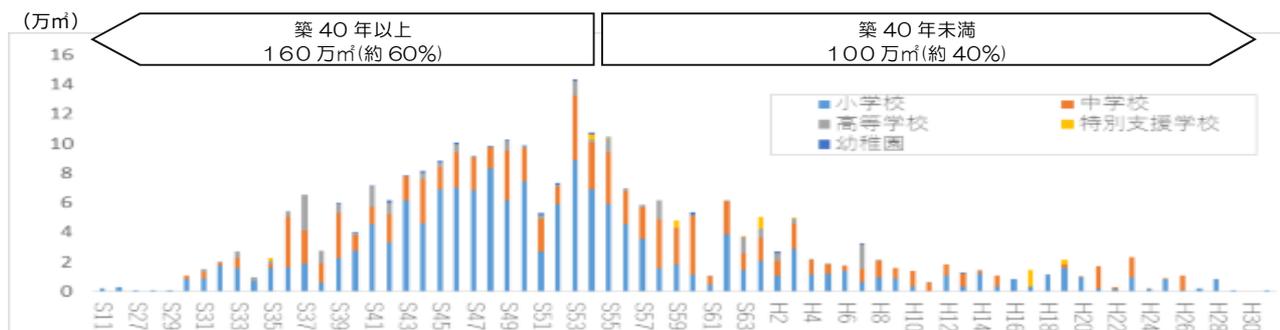
義務教育施設などについて、本市においては、令和2年4月時点で築40年を経過した校舎等が約60%となっているが、耐震改修を優先して実施してきたことから、老朽化対策が必要な校舎等が多く残されている。そのため、平成29年度に「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を策定し、経費の抑制と平準化を図りつつ、施設の長寿命化に取り組むとともに、トイレ改修や空調設備の整備により、児童生徒の安心・安全・快適な学校生活の確保に努めている。計画的な改修を推進していくためにも、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、補助単価を引き上げるなど、さらなる制度の充実が必要である。

また、老朽化した市営住宅についても、長寿命化に取り組む必要があることから十分な財源の継続的な確保が必要である。

建設後50年以上経過する公共土木施設の割合



学校の建設年度別の延床面積



## 7 交通安全対策

(国土交通省)

### 【提案内容】

- ・ 保育所・幼稚園等に通う子どもたちの移動経路の安全確保策を含めた、各種安全対策を推進していくために必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市では、第10次名古屋市交通安全計画や自転車利用環境基本計画に基づき、幹線道路や生活道路において様々な交通安全対策を推進することで、歩行者や自転車利用者を含めた安全空間の確保に努めている。

令和元年の本市の交通事故死者数は33人となり、第10次名古屋市交通安全計画で掲げた目標を下回ったものの、令和2年に入り、交通事故死者数は5月末時点で22人となり、前年同時期を10人上回っている。

こうした状況に対し、通学路では小中学校を対象に『通学路安全対策検討会』を実施し、必要な箇所について対策を行うとともに、生活道路では対策エリアを設定し、地域等と共に安全対策を進めている。また、自転車については通行位置を明示する整備を行い、歩行者や自転車の安全対策を進めているところである。

さらに、令和元年5月8日に滋賀県大津市で起きた事故を受け、保育所や幼稚園等に通う子どもたちの交通安全に向けた関係府省庁等の対策検討の動向を踏まえ、全市的な取組みを推進するため、協議を行ってきたところである。

#### (交通安全対策)

今後、官学連携による交通事故分析等をもとにした交通安全対策の検討や導入、生活道路対策エリアの拡充、自転車利用環境の整備など、交通安全対策を推進していくことが必要不可欠となっている。特に、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保に資する道路交通安全環境の整備を着実に進めるための技術的支援や、財政措置を講ずる必要がある。

## 本市の交通事故発生状況



## 交通安全対策の実施例



防護柵の対策事例



路肩カラー舗装の対策事例

## 8 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

### 【提案内容】

- (1) 粒子線がん治療の推進
- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。
- (2) 地域医療体制の確保
- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。
- (3) 介護保険制度の円滑な実施
- ・看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れることができるよう、必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

#### (粒子線がん治療の推進)

これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がんに対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

#### (地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であり、また、医師を始めとする医療従事者の負担が大きい。特に、病院勤務医の不足が深刻化しているため、令和元年6月末現在で医師不足による診療制限を行っている愛知県内の病院が24.1%に達し、体制を維持することが難しくなっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴い、救急外来の閉鎖や医療従事者の自宅待機などによって、救急医療体制にも影響があった。

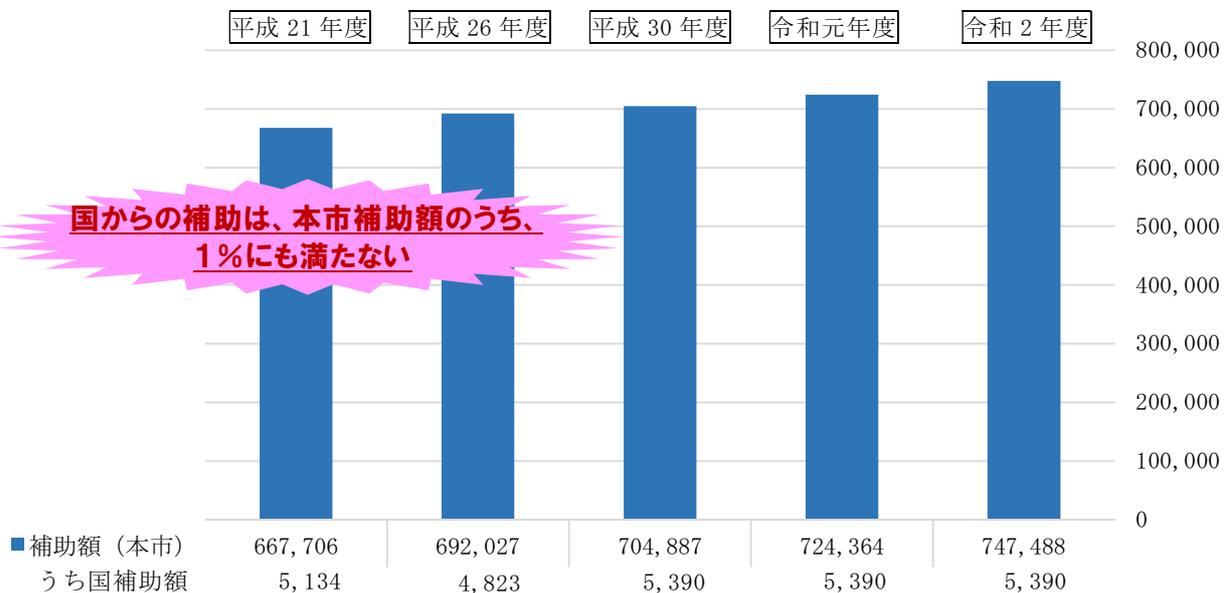
本市では、救急医療などの地域医療体制を確保するため、医療機関への補助を行っており、今後も引き続き、地域医療体制を維持していくためには、国においても診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図るべきである。

(介護保険制度の円滑な実施)

平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となったことで、医療的ケアが必要な入所者の割合が増加し、人材確保が困難な中、看護・介護職員の負担が大きくなってきているとともに、医療的ケアが必要な利用者の受入れも年々厳しい状況となっている。

平成30年度の介護報酬改定で看護職員等の夜間配置について加算が上乗せされたものの、看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるには十分ではないため、さらなる財政措置を講ずるべきである。

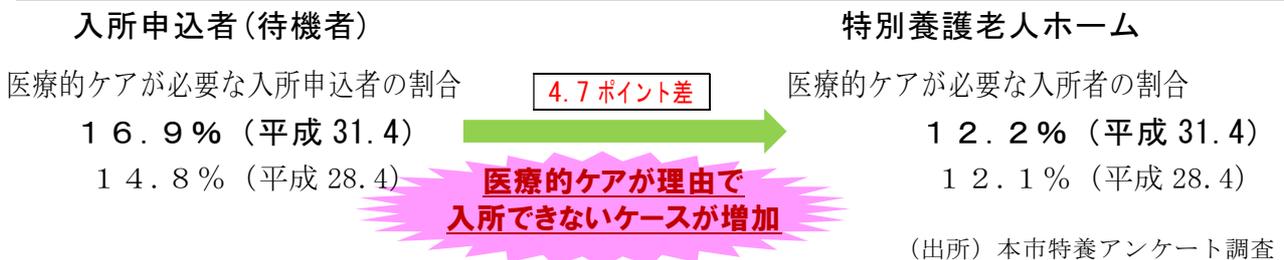
### 救急医療体制運営費助成の推移



※国からは、県の地域医療介護総合確保基金を通じて補助

※平成21～30年度は決算額、令和元～2年度は当初予算額 (千円)

### 医療的ケアが必要な利用者の特別養護老人ホーム受入れが厳しくなっている



(出所) 本市特養アンケート調査

#### “医療対応型” 特別養護老人ホーム

(要件1) 医療的ケアが必要な入所者を30%以上

(要件2) 看護職員を24時間配置

(要件3) 医療機関を併設

医療機関と特養の連携

看護職員の24時間配置  
にかかる運営費を  
市独自財源により補助

## 9 子どもの健やかな育ちの支援

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

### 【提案内容】

#### (1) 「子ども・親総合支援」の推進

- ・さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進するため、財源措置などを講ずること。

#### (2) 子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進

- ・都市部における保育所等への賃借料等支援事業について、補助要件の緩和を図ること。また、運営期間の賃借料加算について、単価を引き上げるなどの拡充を図ること。
- ・利用者支援事業（特定型）の職員配置基準を見直すこと。

#### (3) 放課後児童健全育成事業の充実

- ・子どもの受け皿を確保するには、放課後児童支援員の確保が必要であるため、放課後児童支援員等処遇改善等助成について、基準額を引き上げること。また、増大する内部管理事務を処理するために必要となる経費について、必要な財政措置を講ずること。

### <提案の背景>

本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、大都市特有の状況に応じたさらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

#### (「子ども・親総合支援」の推進)

子どもが自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも死なせないまちの実現に向け、本市では、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの権利の保障をはかる第三者機関としての「子どもの権利擁護機関」を設置・運営している。併せて、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の家庭を支援員が訪問し、個別の相談、支援を実施するほか、キャリアの専門家が学校に常駐し、小学校から高等学校までの子

子どもが将来について考えるための情報や機会を提供するなど、早い段階から問題を予防し、子どもたちが夢や目標を持ってライフプランを描くことができるような開発的支援を行う「子ども・親総合支援」に取り組んでいる。

未来を担う人材の育成は将来への投資と捉え、子どもや若者、子育て世代を全力で応援し、子どもや親を総合的に支援する必要があるため、財源措置などを講ずるべきである。

#### (子ども・子育て支援新制度における保育施策の推進)

本市における国の調査要領に基づく待機児童数は令和2年4月1日現在において7年連続で0人を実現した。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれるため、賃貸物件によるスピード感のある保育所等整備が必要不可欠である。運営期間に対する支援として、平成29年度に賃借料が公定価格の賃借料加算額と著しく乖離する場合の補助が創設され、令和元年度には開設年度に限り補助要件が緩和されたが、開設2年目以降も同様の取扱いとすべきである。さらに、より基本的な給付である公定価格によって安定的に運営を支援することが待機児童対策上必要であるため、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。

また、利用可能な保育所の情報提供など、保護者に寄り添う支援を十分に行うためには、利用者支援事業（特定型）の職員配置基準を見直すべきである。

#### (放課後児童健全育成事業の充実)

近年、女性の就業率が上昇しており、昼間、就労等で保護者がいない家庭の児童の居場所として、放課後児童健全事業の果たす役割が大きくなっている。さらに、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として小学校の臨時休業が続き、その役割がますます大きくなっている。

このような中、受け皿の確保を進める上で、放課後児童支援員の確保が課題となっている。放課後児童支援員は、子どもたちの安心・安全な居場所を守る役割を担っているが、その給与は、全産業の平均や保育士と比べても低く、人材確保に繋げるためには、放課後児童支援員等処遇改善等事業の基準額の引き上げが必要である。

また、本市の放課後児童クラブについては、利用者である保護者が運営を担っており、人事労務管理や会計管理などについても、保護者が担当している。保護者の負担の軽減を図るためには、これらの管理事務を委託するための経費について、新たな事業として財政措置を講ずるべきである。

“一人の子どもも死なせないまちナゴヤ”の実現

## 子ども・親総合支援

### すべての子どもたちへ

子どもの目の前の進路にとどまらず、将来の針路を応援し、子ども自身が自分で、職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう、発達段階に応じた支援を行う

### さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親へ

「いじめ」「不登校」「ひきこもり」「発達障害」「学業」「内申点」「就職」「貧困」「虐待」「病気」等、様々な複合的な困難に対して総合的・包括的に、かつそれぞれの対象者を個別的に支援する

### 子どもの権利を保障するために

子どもの権利を広く保障する機関を設置する

### 全国的にも先進的な、主な取り組み

#### 学校におけるキャリア支援

- 学校にキャリアコンサルタントの資格を有する専門家が常駐 (R1年度:6校→R2年度:30校)
- 子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せるよう支援を実施
  - ・ライフキャリアに関する出前授業、個別相談
  - ・保護者への講演会、個別相談
  - ・職業体験授業のコーディネート 等

#### 家庭訪問型相談支援モデル事業

- 不登校や成績などのさまざまな悩みを抱える子どもや親に対して、総合的・包括的に支援を実施
  - 自宅等に支援員が訪問し、寄り添いながら悩みを聞き、不安等を軽減することで、子どもが将来の針路に意欲を持てるようになるための支援を実施
- 【元年度実績】支援対象者数 587人  
訪問支援回数 10,333回

#### 子どもの権利擁護機関

- 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの権利を広く保障する第三者機関としての「子どもの権利擁護機関」を設置
- ※令和2年1月14日開設
- 【元年度実績】実相談件数 65件  
延相談件数 352件

### 待機児童数と賃貸型保育所か所数について



運営期間における公定価格の賃借料加算の拡充に係る提案

(月額・千円)

提案内容	定員60人・賃借料月額1,000の場合			
	国 403 (1/2)	県 202 (1/4)	市 202 (1/4)	法人負担
	公定価格の賃借料加算807 ( a地域単価適用かつ単価増額 @13.45 )			193

(月額・千円)

現状	定員60人・賃借料月額1,000の場合					
	国 114 (1/2)	県 57 (1/4)	市 57 (1/4)	国 386 (1/2)	市 193 (1/4)	法人負担
	公定価格の賃借料加算 228 ( c地域 単価 @3.8 )		都市部における保育所等への賃借料支援事業 579 ( (賃借料-賃借料加算) ×3/4 )			193

- ・建物賃借料が賃借料加算の額の3倍を下回る施設は補助対象外。
- ・補助対象となっている施設でも、待機児童対策のための定員超過受け入れや定員拡大を行うと、補助対象から外れることがあり、不安定な面を有する。

公定価格賃借料加算の加算額の区分に係る提案

指定都市の  
区分を新設

実勢に応じた  
単価に見直し

提案内容	区分		都道府県	指定都市	都市部における額 (千円)
	a地域	標準	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	名古屋市	現行単価8.1 ×60人=486
		都市部			
	b地域	標準	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県		現行単価4.4 ×60人=264
		都市部			
	c地域	標準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・ 長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・		現行単価3.8 ×60人=228
		都市部			
	d地域	標準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・ 富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・ 徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県		現行単価3.4 ×60人=204
都市部					

現状	a地域の指定都市及びc地域の名古屋市に係る住宅地平均価格(千円/m <sup>2</sup> ) (R2.1.1時点地価公示)	
	a川崎272.5 > a横浜231.6 > aさいたま205.7 > c名古屋188.7 > a相模原161.1 > a千葉120.8	

## 10 教育行政の充実

(文部科学省)

### 【提案内容】

- (1) 「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進
- ・画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善に取り組み、すべての子どもたちに対し、一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適化された学び（個別化・協同化・プロジェクト型学習）」を提供するため、財政措置などの支援策を講ずること。
- (2) 「なごや子ども応援委員会」の支援
- ・専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置を講ずること。
  - ・学校における心理や福祉などの専門家の法的な位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。
- (3) 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用
- ・多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。
  - ・教職員定数の安定的な確保を図る等のため、加配定数の基礎定数化を拡充すること。
  - ・部活動指導員や外国語指導助手、スクール・サポート・スタッフなどの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。

### <提案の背景>

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

### (「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進)

本市では、令和元年度から、モデル実践校において民間教育研究機関との連携を図りながら、画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善に取り組んでいるところであり、「GIGAスクール構想」に基づくICT環境整備の推進と併せて、個別最適化された学びを幼稚園から高等学校まで、すべての子どものもとへ広げていくことを目指している。令和2年度からは、こうした本市の教育改革の取り組みを「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」とし、授業改善の実践校を拡充するとともに、新時代の学びを

支えるICT環境整備にも計画的に取り組んでいるところである。

すべての子どもたちに対し、一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適化された学び（個別化・協同化・プロジェクト型学習）」を提供するための本市の教育改革の取組みは、全国の公教育への展開も期待される先駆的事業であり、財政措置などの支援策を講ずるべきである。

#### （「なごや子ども応援委員会」の支援）

本市では、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等の専門家を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、令和元年度の相談等対応件数は延べ35,624件、対象となる子どもの実数では5,607人に上っている。令和2年度においては、常勤スクールカウンセラー等の全市立中学校への配置に加え、専門職出身の主任を新たに配置し、スタッフの指揮・指導・育成などの運営体制を強化するとともに、より効果的な支援体制とするため、AI等を活用した電子システム構築に関する調査を行うこととしたところである。

専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度が、より高度かつ普遍的なものとなるよう、より一層の財政措置を講じ、この制度をモデルとした事業が全国的に展開されるようにするべきである。

併せて、心理や福祉などの専門家を学校等において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。

#### （教職員定数の充実改善及び外部人材の活用）

日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、いじめや不登校への対応、小学校英語の教科化、教員の多忙化解消等の多様な教育課題に対応し、児童生徒へのきめ細やかな質の高い教育を実現のため、教職員定数の充実を図るとともに、教職員定数の安定的な確保を図る等のため、少人数指導や少人数学級、小学校専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充すべきである

さらに、部活動指導員などの外部人材をより一層活用するため、補助単価の引上げや補助制度の活用上限年数の撤廃、外部委託の活用など、さらなる制度の充実が必要である。

### 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

#### 多様な教育課題

<ul style="list-style-type: none"><li>・日本語指導</li><li>・通級指導</li><li>・いじめ・不登校</li><li>・小学校英語の教科化</li><li>・教員の多忙化 等</li></ul>	教職員定数の充実	日本語指導、通級指導、児童生徒支援、小学校専科指導、事務等の教職員定数の充実
	基礎定数化の拡充	指導方法工夫改善加配のさらなる基礎定数化
	外部人材の活用	部活動指導員、外国語指導助手、スクール・サポート・スタッフなどの活用

## 1 1 名古屋城（名城公園）の整備

（文部科学省、国土交通省）

### 【提案内容】

- ・ 名勝二之丸庭園の整備や石垣の整備等、文化財の保存活用及び復元模写された本丸御殿障壁画の表具工事に対し、必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、文化財の保存活用を順次進めているところである。

天守閣は昭和5年に城郭建築として旧国宝第1号に指定されたが、昭和20年の戦災により焼失、昭和34年に再建された。現在、再建から半世紀以上が経過し、耐震性の確保も課題となっていることから、昭和実測図等の詳細な資料に基づく天守閣の木造復元について、現状変更許可取得に向けた各種調査等を行っている。同じく戦災により焼失した本丸御殿は平成30年に上洛殿等を公開したほか、同年、金シャチ横丁の開業を迎えたところである。

また、石垣の修復や名勝二之丸庭園の整備など、名古屋城跡の価値や魅力を高め、後世に継承すべく取組みを引き続き進めているところである。

#### （名古屋城（名城公園）の整備）

特別史跡である名古屋城跡の価値や魅力を高め、後世に継承していくために、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に基づき、名勝二之丸庭園の整備や石垣の早期修復、重要文化財である旧本丸御殿障壁画や表二の門の修理及び復元模写された本丸御殿障壁画の表具工事、二之丸地区の基本調査を着実に進め、城内に残る文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

## 名古屋城の整備の現状

### 名勝二之丸庭園の保存整備

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き!史跡等総合活用整備

工期：平成 25 年度～

現状：保存管理計画(平成24年度策定)に基づき、保存整備中



### 石垣の早期修復

提案先：文化庁

事業の種類：歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業等

工期：昭和 45 年度～

現状：本丸搦手馬出の石垣を修理中



### 天守閣の木造復元

事業の種類：天守閣の木造復元

現状：設計中



### 本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先：国土交通省

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業

工期：平成 24～令和 11 年度

現状：本丸御殿復元模写制作事業継続に伴い、完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を実施中

### 名古屋城表二の門等の大規模修理

提案先：文化庁

事業の種類：重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業

工期：令和元年度～

現状：建物の劣化状況調査（耐震診断を含む）を実施

### 旧本丸御殿障壁画保存修理

提案先：文化庁

事業の種類：観光拠点整備事業（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業）

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

### 二之丸地区の基本調査

提案先：文化庁

事業の種類：市内遺跡発掘調査

工期：平成 30 年度～

現状：整備構想策定に向け発掘調査等を実施中

## 1 2 なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備

（国土交通省）

### 【提案内容】

- ・ 東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがる約400haもの面積を有する森である。この森は、本市を代表する緑の拠点であるとともに、昭和10年の開園以来、親しまれてきた市民の貴重な財産となっており、次世代に向けて守り育てていく必要がある。

#### （なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備）

本市では、東山の森を保全し、次世代につなげていくために「東山動植物園再生プラン」に基づき、市民との協働等による森の保全・再生を進めるとともに、動植物園では、魅力的な展示施設や園路・広場等の整備により、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでいる。これらの事業を着実に推進するために財政措置を講ずる必要がある。

#### 主な事業内容

森の保全・再生



市民協働による森づくり

動植物園の再生



『お花畑』の整備イメージ

### 1 3 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

#### 【提案内容】

- ・にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における貴重な水辺空間として、様々な市民活動に利用されている。一方、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対応するため、事前防災・減災対策の加速化が求められているとともに、過去には護岸の崩壊が発生するなど老朽化も懸念されている。

こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

#### (堀川の総合的な整備)

堀川において、舟運の活用などによるさらなるにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や水質浄化など、良好な水辺環境の創出を図るとともに、従来から整備してきた松重、洲崎地区に加え、平成30年度に着手した五条橋地区においても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

#### 堀川総合整備の基本方針

##### 【にぎわいづくり】

##### 【水質浄化】

##### 【治水対策】



水辺空間の活用



維持用水の確保  
(庄内川からの導水)



護岸改修と河道掘削

## 1 4 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) 名古屋環状2号線の整備

- ・名古屋環状2号線西南部・南部区間専用部の令和2年度の開通に向け整備を加速し、経済効果の発現のためにも一日も早い開通を図るとともに、引き続き一般部については全線の4車線化を進めること。

#### (2) 幹線道路等の整備

- ・選択と集中で進めている万場藤前線（正江橋）の整備や守山本通線（名鉄瀬戸線高架化事業）の立体交差化、名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間）連続立体交差事業など、道路・橋りょう等の整備の推進に必要な財政措置を講ずること。
- ・慢性的な交通渋滞が発生している国道23号（十一屋・宝神交差点間）について、渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討を進め、必要な整備に早期着手すること。

#### <提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

#### (名古屋環状2号線の整備の整備)

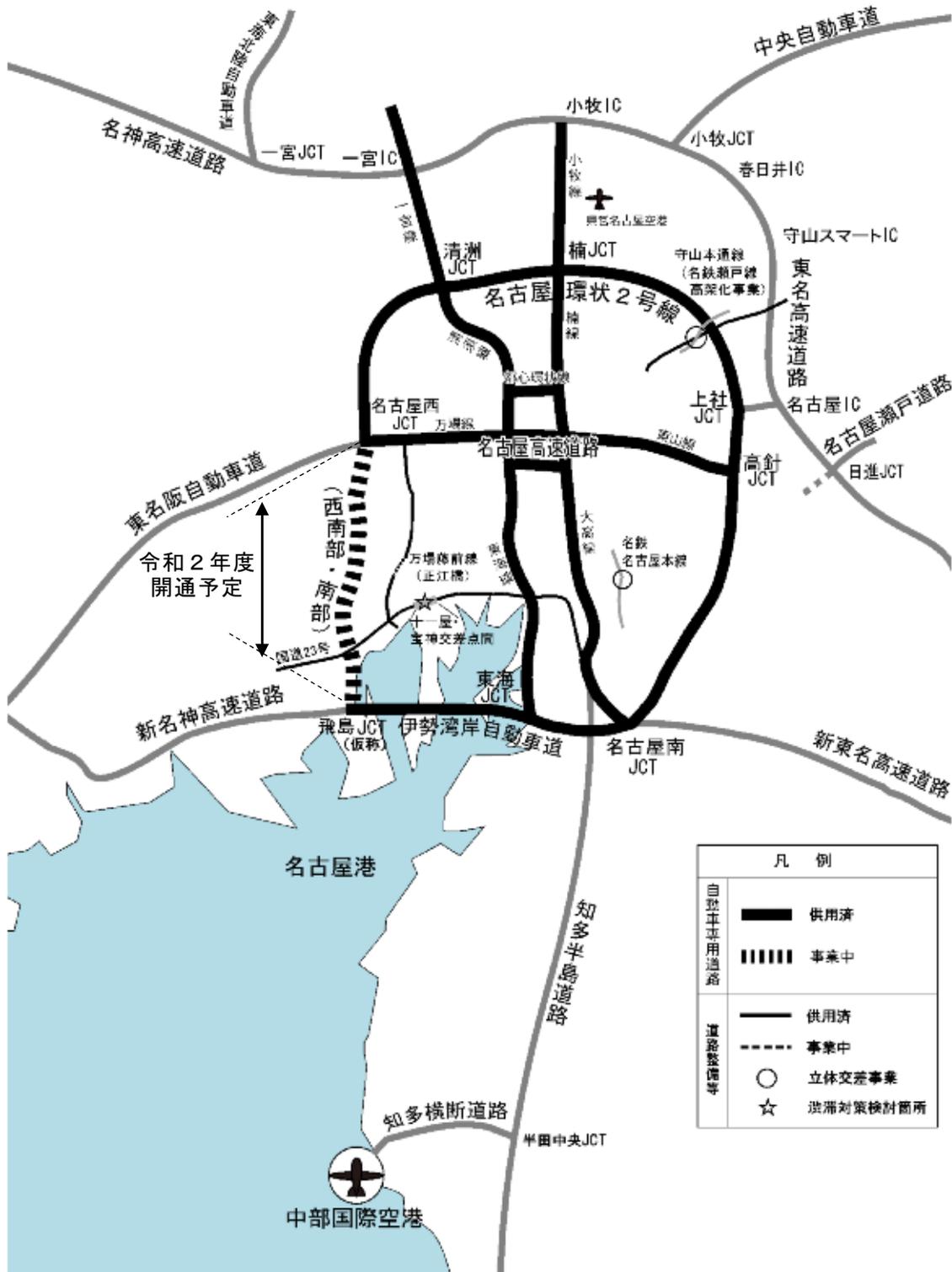
名古屋環状2号線西南部・南部区間専用部は、中部国際空港、名古屋港へのアクセスに重要な道路であるとともに、海拔ゼロメートル地帯における緊急輸送道路の機能を確保する役割を果たす。令和2年度の開通見通しが公表されたことで開通を見据えた企業進出が円滑に図られるなど開通の効果が最大限に発揮されると考えられるため、整備をさらに加速すべきである。また、一般部については、名古屋環状2号線及びその内側地域での交通渋滞の緩和等を図るため、整備を推進すべきである。

#### (幹線道路等の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する橋りょうの整備や踏切道における渋滞解消等に資する鉄道の立体交差化などの道路整備による、道路交通の円滑化や避難動線の確保が

必要不可欠である。

また、交通が集中し渋滞が発生している国道については、渋滞解消を図るため右折専用レーンの延伸などの検討・実施がなされているが、特に国道23号十一屋・宝神交差点間は交通量が多いことに加え大型車の割合も高いため、対策が実施されてもなお慢性的な渋滞が解消していない。当該区間は、沿道環境や名古屋港の物流交通円滑化等の視点からも抜本的な対策が必要である。



## 1 5 名古屋港の整備

(国土交通省)

### 【提案内容】

#### (1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化、金城ふ頭における完成自動車取扱機能の強化に対する重点投資を図ること。
- ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の新たな処分場整備を推進するとともに、必要な措置を講ずること。

#### (2) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、金城ふ頭耐震強化岸壁の整備、防潮壁等の防災機能の強化について、必要な財政措置を講ずること。
- ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講ずること。

#### (3) 人々に親しまれる港づくり

- ・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、水質改善に向けた取組みや緑地整備、護岸改良について、必要な財政措置を講ずること。

#### <提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

#### (国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、それぞれの貨物取扱機能の強化を進める必要がある。

また、名古屋港で発生する浚渫土砂の処分は、ポートアイランドで行ってきたが、2020年代前半には限界に達する見込みであるため、新たな処分場整備を推進する必要がある。

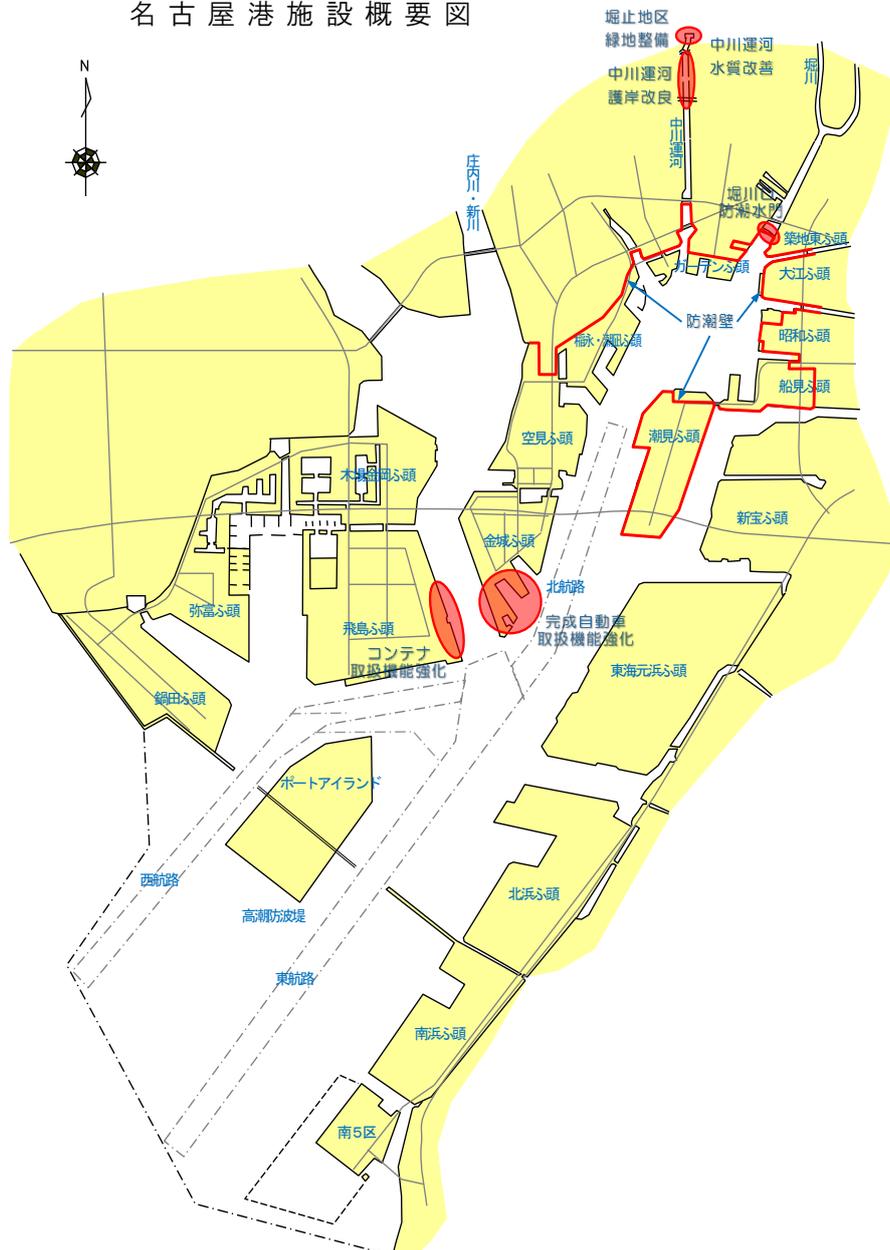
(港湾の防災機能の一層の強化)

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示された。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、大規模災害から生命・財産を守るため、総合的な防災機能の強化を集中的に進める必要があることから、新たな財政措置を講ずるべきである。

(人々に親しまれる港づくり)

環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある港づくりに向け、都心と一体となった水辺に親しめる空間形成が求められており、そのためにも港と都心を結ぶ中川運河の再生を進める必要がある。

名古屋港施設概要図



## 16 容器包装リサイクル法に係る素材別リサイクルの実現等

(経済産業省、環境省)

### 【提案内容】

- ・ 市民が分別しやすい素材別リサイクルが可能となるよう法令等の見直しを図ること。
- ・ 分別収集・選別保管を含めたりサイクルコスト全てを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図ること。

#### <提案の背景>

令和元年度に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックについて分かりやすく、効果的・合理的な分別・リサイクルを推進し、全ての使用済プラスチックの有効活用を目指すことが掲げられている。

しかし、現行の容器包装リサイクル法では、同じ素材でも容器包装か否かによってごみと資源の区分が異なっており、市民にとって分別方法が分かりにくく、資源分別率向上の大きな障害要因となっている。また、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であるため、事業者による発生抑制などの取組みに対する十分なインセンティブが働いていない。

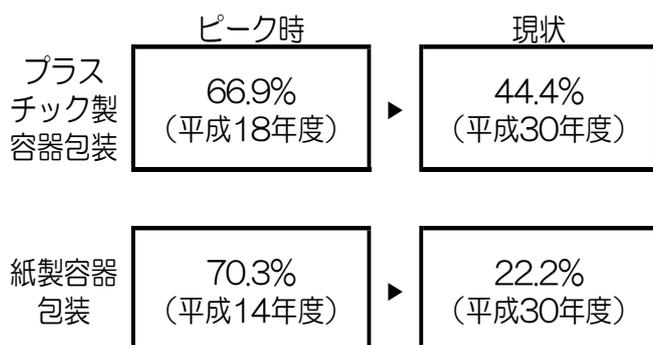
#### (容器包装リサイクル法に係る素材別リサイクルの実現等)

平成29年度に環境省が実施したプラスチック資源一括回収実証事業においては、資源回収量の増加や事業全体の効率性の向上が見られ、市民からは「分別方法が分かりやすかった」との意見があった。

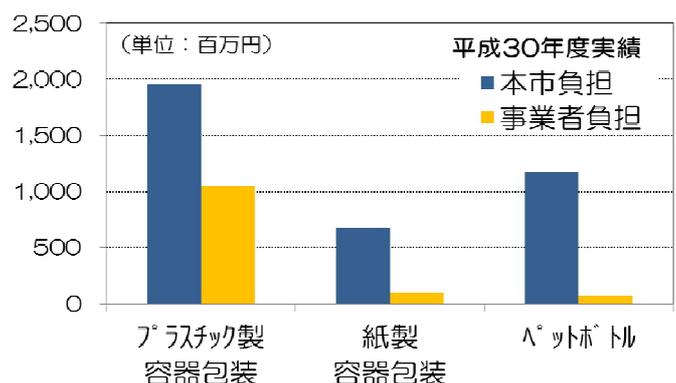
容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、市民にとって分かりやすい素材別リサイクルが可能となるような制度設計とするべきである。

併せて、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたりサイクルコスト全てを事業者負担とし、事業者による発生抑制などの取組みを促す必要がある。

容器包装の資源分別率



資源化経費の負担内訳



## 17 アジア競技大会の開催に対する支援

(総務省、文部科学省、国土交通省)

### 【提案内容】

- ・国との連携を強化するため、組織委員会等に対し、国職員等を派遣すること。
- ・競技会場の整備・改修及び大会運営などに対するスポーツ振興くじ(toto)や宝くじなどによる支援を講ずること。
- ・本大会の開催を国内外で周知するため、国として積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックに引き続き、本大会で活躍できる選手の育成に努めること。

### <提案の背景>

心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、豊かで潤いある生活に極めて重要な存在である。

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)は、スポーツ界にとって東京2020オリンピック・パラリンピックの次なる目標となり、アジアとの交流を一層深める、我が国にとって大変意義のある大会である。

### (アジア競技大会の開催に対する支援)

関係団体の協力を得て、令和元年5月に設立した組織委員会に対しては、政府が協力する旨の閣議了解がなされており、国との連携をさらに強化するためには国職員等の派遣が必要である。

さらに、本市及び愛知県は開催都市として、アスリートファーストの観点を踏まえながら、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会とし、国際スポーツ大会の「愛知・名古屋モデル」を作るよう取り組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の運営、輸送対策には多額の経費を要することから、スポーツ振興くじ(toto)や宝くじなどによる国の支援が必要である。

また、大会を成功に導くためには、本大会の開催を国内外で周知するため、国としてもあらゆる機会を捉えた積極的な広報が必要である。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック以降も引き続き、本大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努めることが必要である。

なお、日本初となるアジアパラ競技大会についても、日本パラリンピック委員会から2026年開催の要請を受けている。

### 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)開催概要

〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで

〈実施競技〉パリオリンピック(2024年)で実施される競技に加え、アジア特有の競技等を実施(40競技程度で調整予定)

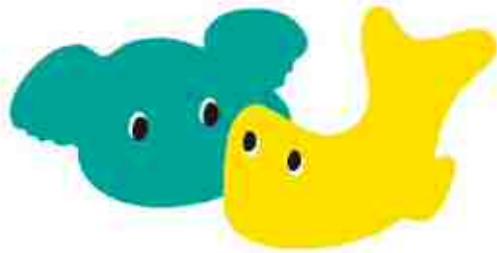
〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手団(選手・チーム役員)約1万5千人を想定

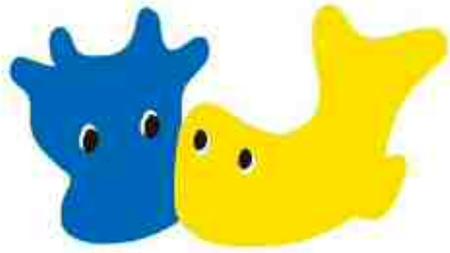








NAGOYA SYDNEY  
名古屋・シドニー姉妹都市提携40周年記念



NAGOYA TORINO  
名古屋・トリノ姉妹都市提携15周年記念



名古屋市は、令和元年7月、内閣府より、「SDGs 未来都市」に選定されました。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。